

総合評価方式（特別簡易型）における評価項目，加算点及び評価基準

2025/5/22

令和7年度

農政部

とび・土工・コンクリート工（3億円以上WT O未満） JV 【農政部】					提出様式 ※添付書類別紙のとおり
評価項目及び加算点					評価基準
企業の 施工 能力 7.0 点	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績〔代表者〕 ○ 表彰実績あり（ 0.5 点） ○ 実績なし（ 0.0 点） ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。				平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、九州農政局発注工事、鹿児島県（農政部・土木部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰（建築課所管工事を除く）を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る（表彰決定通知等含む）。
	過去10年間における国又は県の橋梁補修工事の県内施工実績〔代表者〕 ○ 3件以上の実績あり（ 0.5 点） ○ 2件以上の実績あり（ 0.3 点） ○ 1件の実績あり（ 0.0 点）				平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、橋梁補修工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③鹿児島県内の市町村の発注工事 ※橋梁補修工事のうち、工事工種として、とび・土工・コンクリート工が含まれる工事の実績とする ※建築関連部局所管発注工事は除く
	過去5年間の橋梁補修工事の工事成績評定点の平均点〔代表者〕 ○ 83点以上（ 3.0 点） ○ 78点以上83点未満（ 2.9 （工事成績の平均点－78）×2.9／5＋0.1 少数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満（ 0.1 （ 0.0 点）				令和2年度から令和6年度までに完成した下記①～⑧の橋梁補修工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何かか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ※橋梁補修工事のうち、工事工種として、とび・土工・コンクリート工が含まれる工事成績評定定点とする ※建築関連部局所管発注工事は除く
	経営事項審査における経営状況〔代表者〕 ○ 900点以上（ 0.30点） ○ 800点以上900点未満（ 0.25点） ○ 700点以上800点未満（ 0.20点） ○ 600点以上700点未満（ 0.15点） ○ 500点以上600点未満（ 0.10点） ○ 500点未満（ 0.00点）				令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（但し、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何かか。
	経営事項審査における技術力〔代表者〕 ○ 1100点以上（ 0.20点） ○ 1000点以上1100点未満（ 0.15点） ○ 900点以上1000点未満（ 0.10点） ○ 900点未満（ 0.00点）				令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（但し、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）によるZ、評点（技術職員の数の点数）は何かか。
	過去5年間における新規学卒者の雇用〔代表者〕 過去5年間において、新規学卒者（※1）を採用し、現在（※2）まで継続して雇用 ○ 実績あり（ 0.5 点） ○ 実績なし（ 0.0 点）				令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者（※1）を採用し、現在（※2）まで継続して雇用しているか。 （※1）新規学卒者とは、最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を令和2年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものみなす。 （※2）現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録〔代表者〕 ① 前年度までに障害者を雇用し、現在も雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用し、現在も雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 上記項目のうち、2つ以上の実績あり（ 0.5 点） ○ 上記項目のうち、いずれかの実績あり（ 0.3 点） ○ 実績なし（ 0.0 点）				① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。 （法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ② 60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。
	（1）（1）ワーク・ライフ・バランスの取組〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ① ア又はイである。 ア えるぼし又ははくまるみの認定企業 イ えるぼし又ははくまるみの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又ははくまるみの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 （2）上記以外（ 0.0 点）				ワーク・ライフ・バランスの取組を行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 各者の実績を評価
	（4）（2）過去2年間におけるICT活用工事の施工実績〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ○ ICT全面活用施工実績（ 0.5 点） ○ ICT部分活用施工実績（ 0.3 点） ○ 実績なし（ 0.0 点）				令和5年度から令和7年度に完成検査を受けた下記のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けたものに限る。※当該年度工事の施工実績も含む ・農林水産省九州農政局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事
	（3）当該工事における建設キャリアアップシステム活用〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用（ 0.5 点） ○ 建設キャリアアップシステムへの登録（ 0.3 点） ○ 活用なし（ 0.0 点）				当該工事において、下記①～②の建設キャリアアップシステムを活用する工事 ① 共同企業体の代表者および代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 共同企業体の代表者および代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 ※企業体として評価
	（4）当該工事における登録基幹技能者の活用〔代表者及び代表者以外の構成員又は下請者〕 ○活用あり（ 0.5 点） ○活用なし（ 0.0 点）				当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、代表者および代表者以外の構成員が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。
配置 予定 技術者の 能力 1.5 点	（1） または （2） のどちらかを 選択	合 表 計 点 は 実 績 と 担 い 手 を 上 昇 成 加 算 す る の シ ス テ ム	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績〔代表者〕 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり（ 0.3 点） ○ 実績なし（ 0.0 点）		平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、九州農政局発注工事、本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る（表彰決定通知等含む）。
			担い手育成加算〔代表者〕 ○ 配置予定技術者（40歳未満）または女性技術者（ 0.3 点） ○ 配置予定技術者（40歳以上45歳未満）（ 0.2 点） ○ 加算なし（ 0.0 点）		配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手加算の評価点を加える。なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県農政部が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。
	（2）	配置予定技術者の工事成績評定最高点〔代表者〕 ○現在の会社での工事成績あり（ 0.3 点） ○上記以外での工事成績あり（ 0.1 点） ○ 該当なし（ 0.0 点）		配置予定技術者において、鹿児島県の農政部所管が発注した一般競争入札の橋梁補修工事（以下、「対象工事」という。）での最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ① 令和3年度の工事で82点以上（令和4年度表彰対象評価点） ② 令和4年度の工事で82点以上（令和5年度表彰対象評価点） ③ 令和5年度の工事で82点以上（令和6年度表彰対象評価点） ※年度は完成検査を行った年度である。	
		継続学習制度①又は②の単位取得状況を評価〔代表者〕 ① 前々年度の継続学習制度（CPD）単位取得状況 ○ 20単位以上（ 1.0 点） ○ 20単位未満（ 0.5 点） ○ なし（ 0.0 点） ② 前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況〔代表者〕 ○ 推奨以上（ 1.0 点） ○ 推奨未満（ 0.5 点） ○ なし（ 0.0 点）		① 令和5度の（社）農業農村工学会技術者継続教育機構の継続学習制度（CPD）で取得した単位数がどの程度か。 ② 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：20ユニット	
地域 貢 献 度 2.5 点	営業所の有無〔代表者〕 ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所（従業員10名以上）あり（ 0.5 点） ○ 上記以外（ 0.0 点） 営業所の有無〔代表者以外の構成員〕 ○ 工事箇所の所在する市町村内に営業所あり（ 0.5 点） ○ 上記以外（ 0.0 点）				左記営業所を有するか。
	地域への貢献〔代表者または代表者以外の構成員〕 （工事箇所の所在する市町村内又は振興局・支庁管内での実績） ① 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ② 前年度の水土里サークル活動の実績 ③ 鳥獣被害対策実施隊員の雇用 ④ 消防団員の雇用 ⑤ 過去5年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績 ○ 工事箇所の所在する市町村内で①～⑤の実績あり（1項目あたり0.3点）（ 1.5 ～ 0.3 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①～⑤の実績あり（1項目あたり0.2点）（ 1.0 ～ 0.2 点） ○ 上記の実績なし（ 0.0 点） ※ ①～⑤の評価点の合計は1.5点を上限とする。				① 令和2年度から令和6年度までの5年間において、年1回以上、延べ5回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ② 令和6年度に水土里サークル活動の実績が1回以上あるか ③ 鳥獣被害対策実施隊員である社員を現在雇用しているか。ただし、令和6年度までに鳥獣被害対策実施隊員として市町村から任命されていること ④ 消防団員に所属している社員を現在雇用しているか。ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ⑤ 令和2年度から令和6年度の5年間において、家畜伝染病予防法に基づく県内での防疫活動を行った実績があるか。 ※薩摩川内市の本土地区と甕島地区は、別市町村の取扱い
	合計				11.0 点